

田原市広告付きモニター設置者募集要項

1 趣旨

市有財産の利活用により新たな財源及び市政情報の広報手段を確保するため、市役所庁舎内に田原市広告付きモニター（以下「広告付きモニター」という。）を設置し、民間企業等の広告及び市政情報の放映事業を実施します。これに伴い、広告付きモニター設置者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 田原市役所の概要

- (1) 所在地 田原市田原町南番場 30 番地 1
- (2) 開庁時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (3) 閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
- (4) 来庁者数 約 75,000 人（令和 7 年度）

3 事業内容

庁舎に広告付きモニターを設置し、民間事業者等の広告主の募集、広告の制作・放映、市政情報の放映及び広告付きモニターの管理運営をしていただきます。広告付きモニター事業の実施に伴い、市に行政財産賃貸借料（電気料金を含む。）を納付していただきます。

事業の実施に係る費用（モニターの取付、撤去、民間事業者等の広告の募集、広告の制作・放映、その他維持管理に係る費用）は、事業者にて負担していただきます。

4 事業実施期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで（5 年間）

5 設置場所及び設置台数

設置場所	台数	所在地
南庁舎 1 階市民課前	1 台	田原市田原町南番場 30 番地 1
北庁舎 1 階玄関案内付近	1 台	同上

※ 事業実施期間内であっても、組織改編、その他やむを得ない事情によりレイアウトが変更となる場合があります。

6 提案金額（行政財産賃貸借料）

提案金額は年額132,000円（税込）以上とする。

7 モニターの仕様、設置、管理等

(1) 仕様

広告付きモニターの仕様について

ア モニターの大きさは50型の薄型機器とし、音声はなしとしてください。

イ 広告付きモニターが落下し、及び転倒することにより人に危険が及ばないように、入念な落下・転倒防止対策を施してください。

ウ タイマーによる電源の管理及びモニターの自動再生が可能であるものとしてください。

エ セキュリティ上の理由から、庁内LANへの接続は不可とします。

(2) 使用上の制限

ア 行政財産賃貸借契約の内容を遵守し、行政財産賃貸借料は市が指定する期日までに納付してください。

イ 広告付きモニターを設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできません。

ウ 広告主及び掲載する広告の内容については、田原市広告取扱要綱及び田原市広告付きモニター設置取扱要領に適合するものとし、あらかじめ市の承認を受けてください。

(3) 維持管理等

ア 広告付きモニターの放映時間は、市役所の開庁時間内として下さい。

イ 広告付きモニターの設置にあたっては、転倒防止及び落下防止措置を市と協議のうえ設置することし、事故等が発生した場合は、事業者が責任をもって対応してください。

ウ 事業実施期間中のモニターの故障等については、事業者において速やかに対応してください。

エ 広告内容への問合せや苦情に備え、広告付きモニター周辺に連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応してください。

オ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、田原市が広告を推奨するものではありません。」等の表示をしてください。（ディスプレイ内外）

(4) 使用許可の取消し及び変更

市が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は行政財産賃貸借契約の条件に違反する行為があったと認めるときは、行政財産賃貸借契約の全部若しくは一部を解約し、又は変更することがあります。

(5) 原状復旧

事業者は、事業実施期間が終了したとき又は行政財産賃貸借契約が解約された場合は、速やかに原状復旧を行ってください。なお、原状復旧に際し、事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。

8 掲載できない広告

田原市広告取扱要綱第8条第1項各号、田原市広告付きモニター設置取扱要領第3条各号の規定に該当する広告は、掲載できません。

9 応募資格

- (1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理能力を有し広告付きモニターの作成及び設置業務について、地方自治体、公共施設等で実績のある法人であること。
- (2) 提出した書類を本市が審査し、資力、信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、支障がないこと。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者

イ 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがある者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

オ 市税、地方税又は国税を滞納している者

10 行政財産賃貸借料等

(1) 行政財産賃貸借料

ア 広告付きモニターの設置場所の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定による行政財産の貸付けに基づく使用とし、行政財産賃貸借契約書を締結します。

イ 行政財産賃貸借料は、田原市広告付きモニター設置申込書の提案金額に消費税等

の税率を乗じた金額とする。

ウ 各年度に本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに納付するものとします。なお、令和8年度及び令和13年度は、月割りで行政財産賃貸借料を算出します。

(2) その他必要経費等

広告付きモニターの制作、設置、維持管理、撤去等に要する経費及び原状復旧に要する費用は事業者の負担とします。

1 1 応募方法

(1) 受付期間

令和8年8月14日（金）から令和8年8月28日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

田原市田原町南番場30番地1 田原市役所総務部財政課（市役所南庁舎3階）

(3) 応募に必要な書類

ア 田原市広告付きモニター設置申込書

イ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行後3か月以内のもの）

※個人事業主の場合は住民票の写し

ウ 住所を有する市区町村の法人若しくは個人の市町村民税の滞納のない証明書又は納税証明書

エ 事業所（会社）概要

オ 広告付きモニター設置事業計画案（広告付きモニター設置イメージ図又は写真）

(4) 応募手続

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

(5) 応募資格の確認について

提出された書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合のみ（応募資格不備等）受付を取消し、その旨について後日電話連絡を行います。

1 2 事業者の選定について

提出いただいた書類等に基づき、応募資格を満たした者の中で提案金額の最も高い1社を選定します。

1 3 事業者の選定結果について

事業者に決定した者へは、選定結果を別途お知らせするとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。なお、選定経過については公表しません。

1 4 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定の取消しをする場合があります。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産賃貸借契約の手続をしなかった場合
- (2) 事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合又は失った場合

1 5 その他

- (1) 事業者決定結果の通知後速やかに本市と協議の上、設置までのスケジュールを提出してください。
- (2) 応募の手続及び履行に要する一切の費用は、事業者の負担とします。また、提出された書類等については、選定結果に関わらず一切返還しませんのでご了承ください。
- (3) この要領に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

1 6 問い合わせ先

田原市役所 総務部 財政課 管財係

田原市田原町南番場 3 0 番地 1

電 話 (0 5 3 1) 2 3 - 3 5 9 1

F A X (0 5 3 1) 2 3 - 0 1 8 0

E-mail zaisan@city.tahara.aichi.jp